

保護者様

社会福祉法人和泉幸生会 幸保育園

園長

学校伝染病に係わる登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健法施行規則第 20 条にもとづき療養を指示していましたが、伝染のおそれがきわめて少ないので、平成 年 月 日 以降の登園が可能であると判断しました。

なお、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

クラス		氏名	
年齢	歳		

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 1. 麻疹(はしか) | 9. 腸管出血性大腸菌感染症 |
| 2. 風疹 | 10. 流行性角結膜炎 |
| 3. 水痘(みずぼうそう) | 11. 急性出血性結膜炎 |
| 4. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 12. A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(A群溶連菌感染症) |
| 5. 百日咳 | 13. 感染性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルスなど) |
| 6. 咽頭結膜熱(プール熱) | 14. アデノウイルス咽頭炎(アデノウイルス感染症) |
| 7. 結核 | 15. その他の伝染病 |
| 8. インフルエンザ | (病名) |

○その他の伝染病とは、必ずしも感染症法・学校保健法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

平成 年 月 日

医療機関:

診察医師:

医療機関へお願い。

和泉市内の公立保育園・民間保育園・幼児教室では、学校伝染病にかかった子どもが登園するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願いいたします。

(なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。)